

「知的財産推進計画2020」の策定に向けた意見

法人・団体名：一般社団法人電子情報技術産業協会 法務・知的財産運営委員会

■「知的財産推進計画2019」重点事項 (B) 主としてコンテンツ分野に関するもの- (B3) クリエイション・エコシステムの構築

私的録音録画補償金制度の見直しや当該制度に代わる新たな仕組みの導入について以前より検討が行われております。しかしながら、昨年度は、「クリエイターへの適切な対価還元」について、内閣府、文化庁、経済産業省及び総務省からなる関係府省庁によって非公開の場でもっぱら議論が行われており、その内容や進捗を明確にうかがい知ることはできませんでした。この課題は、多くのステークホルダー（クリエイター、利用者、コンテンツ配信・流通事業者、機器・媒体の製造業者等）が関わる重要な問題ですので、できるだけ早い機会での議論の経過の公表を要望いたします。

また、最終的にクリエイターへ適切な対価還元が図られることについては異論のないところですが、コンテンツの視聴環境の変化、流通モデルの多様化と著作権保護技術の普及に伴って、1990年代の私的録音録画補償金制度の導入時に念頭に置かれていた「権利者の正当な利益を不当に害するおそれ」に対する懸念は概ね解消していると考えております。仮に、補償が必要なほどの私的複製（例：レンタルCD）が依然として存在するというのであれば、安易に私的録音録画補償金の対象機器等の拡大を志向するのではなく、クリエイターからも利用者からも納得感のある合理的な仕組みが構築されるべきであり、それに向けた公正で透明性のある議論がなされることを要望いたします。

■「知的財産推進計画 2019」重点事項 (A) 主として産業財産権分野に関するもの- (A4) 知財創造保護基盤の強化

平成 31 年 2 月 15 日に特許専門委員会より提出した「知的財産推進計画 2019」の策定に向けた意見（※1）では、現行の特許制度が「コト」をベースとしたネットワーク社会においてその機能、役割をなお十分に発揮しているかどうか、あらためて検討する必要性を述べました。

当該論点については、「第 33 回特許制度小委員会（令和元年 10 月 10 日）」や、「AI・IoT 技術の時代において生じている又は生じ得る知財制度上の検証事例（※2）」等で取り上げられておりますが、まさに議論が始まったという段階であり、結論が出ておりません。

従いまして、現在進められている議論が継続して行われ、その中で現行の特許制度が「コト」をベースとしたネットワーク社会においてその機能、役割をなお十分に発揮しているかの検討を更に進めて頂くことを要望いたします。

また、上記「AI・IoT 技術の時代において生じている又は生じ得る知財制度上の検証事例（※2）」に対し、特許専門委員会は特許庁宛に意見書を発信しております（※3）。こちらをご参考頂きたいと考えます。

※1. 「知的財産推進計画 2019」の策定に向けた意見

「(A) 主として産業財産権分野に関するもの (e) 知財システム基盤の強化」に関する意見
従来のハードウェアを中心とした大量生産型のビジネスモデルとともに発展してきた現行の特許制度は、我が国のそうした産業構造とあいまって、その発展に大きな役割を果たしてきました。しかしながら、AI、

IoT 技術などの発展、普及といった第4次産業革命の進展により、我が国自身の産業構造の中核が「モノ」から「コト」へ急速に変化し、現行の特許制度が暗黙のうちに置いていた前提自体が変革しています。

こうした急速な変化に対応するべく、特許庁では「IoT 関連発明の事例集」、「AI 関連発明の事例集」等を整備するなど、特許の保護対象の事例を広くユーザーに紹介することで、産業構造の変化に機敏に対応されてきました。こうした行政での迅速なご対応につきましては、大変感謝しております。

その一方で、特許制度には、ポスト保護対象ともいうべき、権利付与後の特許の価値評価、研究開発への再投資等といった機能、役割があります。保護対象論から一步議論を進め、「コト」をベースとしたネットワーク社会において、現行の特許制度がこうした点においてもその機能、役割をなお十分に発揮しているかどうかについて、あらためて点検する必要がないでしょうか。

例えば、ネットワーク社会では、サービスの提供、データのやり取りが中心であるため、「モノ」の世界のように、有体物たる製品の販売台数、売上という形で実施行為の規模を捕捉することは困難です。また、クラウド上でサービスが実行される場合には、クラウド自体へのアクセスの困難性から実施行為の解析ができず、侵害行為の検証もままならないことが想定され、特許をもっているだけで使えない、という課題が増えてくるのが懸念されます。

特許制度がネットワーク社会に順応しきれていないままでは、AI 技術、IoT 技術で具現化されるサーバ・クライアントシステムにおいて、サーバから配信されるプログラム、サーバとクライアント間で提供されるサービスについて権利化はできても、活用できるか不透明ということになりかねず、翻って、研究開発投資の回収先が権利活用が比較的容易なクライアント側のハード端末に偏重しかねません。産業構造の変化を踏まえて、サーバクライアントシステムでの研究開発投資が上位層のサービス提供者等やハード端末の製造者で公平に負担される環境になっているかを検証・議論することで、「コト」社会での研究開発投資サイクルの一層の健全化を促し、且つ我が国の産業競争力強化につながる施策の検討が可能となると考えます。

※2. AI・IoT 技術の時代にふさわしい特許制度の検討課題に対する提案募集について(令和元年 11 月 15 日)

https://www.jpo.go.jp/news/public/iken/191115_tokkyo-kadai.html

※3. ※2 に対する特許専門委員会の意見書

https://home.jeita.or.jp/press_file/20191219115713_r8GdERhbIU.pdf

以上